

基安化発 1228 第 1 号
平成 21 年 12 月 28 日
基安化発 0331 第 3 号
一部改正 平成 26 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の
作業に当たっての留意事項について

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項において、建築物、工作物又は船舶（以下「建築物等」という。）の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）を行うときは、あらかじめ当該建築物等について、石綿等の使用の有無を確認するための事前調査を実施することとされている。また、同条第 2 項に規定する石綿等の使用の有無の分析（以下単に「分析」という。）の方法については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」において、JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及び JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 3 部：アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法）（以下「JIS 法」という）等を示している。また、同項の規定による分析による調査（以下「分析調査」という。）については平成 20 年 2 月 6 日付け基安化発第 0206003 号「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により周知徹底を指示しているところである。

先般、我が国において建築物等への吹付け材として使用されているバーミキュライト（ひる石）からウィンチャイト及びリヒテライト（以下「ウィンチャイト等」という。）が検出されたとの報道があった。

ウィンチャイト等は、平成 18 年 8 月 11 日付け基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」に示した石綿の定義「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライ

ト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」には該当しない鉱物であるが、トレモライトと同様に角閃石族に属する繊維状の鉱物である。

1970年代・80年代、米国のモンタナ州リビー鉱山の労働者及び地域住民に石綿肺の被害が発生したが、その原因がリビー鉱山産のバーミキュライトであることが確認されており、このリビー鉱山産のバーミキュライトには、石綿の一種であるトレモライトのほか、ウィンチャイト等が含まれていることが明らかになっている。なお、1990年に当該モンタナ州リビー鉱山は閉山している。

また、ウィンチャイト等の有害性については、明確な知見がないものの、トレモライトと形状、結晶構造及び化学的な組成が近似しており、JIS 法中 JIS A 1481-2 又は JIS A 1481-3 によりウィンチャイト等のX線回折を行うと回折パターンはトレモライトと同様である。

については、バーミキュライトが吹き付けられていた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体並びに作業環境測定機関等の分析機関に対し周知を図り、分析調査等の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

- 1 バーミキュライトには、不純物として、トレモライト、ウィンチャイト等が含有されている場合があることから、バーミキュライトが吹き付けられた建物等の解体等の作業に当たっては、石綿が含有していることが明らかであって石綿則第3条第2項の規定に基づく分析を行うまでもなく石綿則に基づくばく露防止措置を採るような場合を除き、石綿則第3条第2項の規定に基づく分析を行い、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合には、石綿則に定めるばく露防止対策を講ずること。
- 2 なお、JIS 法中 JIS A 1481-2 又は JIS A 1481-3 による分析では、建材中に含有されているウィンチャイト等はトレモライトとして判定されるため、ウィンチャイト等をトレモライトと区別するために改めて分析を行う必要はないこと。
- 3 バーミキュライトが吹き付けられていた建築物等の分析において、石綿をその重量の0.1%を超えて含有しない場合であっても、JIS 法中 JIS A 1481-2 又は JIS A 1481-3 以外の分析方法により、ウィンチャイト等が含有していることが明らかになった場合には、石綿則に準じたばく露防止対策を講ずること。